

田村市  
地域企業イノベーション創出業務委託

仕様書

令和8年5月  
福島県田村市

## 1. 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する、田村市地域企業イノベーション創出業務（以下「本業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

## 2. 目的

市が令和5年度に1,123の事業所を対象に実施したアンケート調査分析結果によると、企業が今後強化していきたいと回答した項目の上位に、「人材確保・育成」、「市場開拓・販路開拓」、「製品・サービス開拓・独自性」、「経営戦略・企画力」が上げられている。その中でも36.0%の事業所が「雇用に対する支援」を上げており、企業からのヒアリング調査からは、人材の紹介、情報の共有、働く環境整備、研修機会の提供などが求められているとともに近隣への雇用人口流出も市が抱える構造的な課題として捉えている。

これらの課題に対し、これまでの行政主導による施策の展開から一転し、新たに経営者、経済団体、金融機関、学識経験者、事業者、経営指導員、市経営戦略アドバイザー等を構成員とする「田村市エコノミックガーデニング本会議」と「エコノミックガーデニング田村実務者会合」を設置し、議論を重ねて、これまでに24の提案を受け、事業の具現化を進めている。

今回新たに提案を受けた事業を「生き残りをかけた中小企業成長戦略事業」として掲げ、製品発掘から新商品開発、販路拡大、ブランド化、雇用創出、経営者育成、起業支援、DX推進までの多岐にわたる専門課題を横断的かつ一貫した支援体系を構築し実施する中で、本業務においては、これまでの経営人材育成や企業支援の取組を発展させ、事業創出を「点」から「線」として支える仕組みを構築し、地域課題の解決と経済的価値の創出を両立する地域企業のイノベーションを継続的に生み出すことを目的とする。

併せて、これまで市が実施してきた産業人材育成塾の卒塾生（以下「卒塾生」という。）などの地域産業リーダーが中心となり、卒塾生同士や卒塾生と他の事業者等との連携、更には卒塾生に限らず、市内の起業家や事業者による事業の発展及び新たな事業を創出し、他の事業者等を巻き込みながら地域産業の成長を図ることを目的とする。

## 3. 履行期限

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

## 4. 委託額

本業務の委託額上限は、17,600,000円（消費税込）とする。

委託額の内訳は下記を目安とする。ただし、提出された提案が本事業の目的に資すると認められ、より適切な経費配分が必要と判断される場合は、当市と受託者が委託額および内訳を協議するものとする。

(1) 田村市市内起業家・経営者等ネットワーク構築業務委託料 6,600,000円

(2) 田村市事業構想チャレンジプログラム実施業務委託料 11,000,000円

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

## 5. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務実施にあたり必要となる費用（専門家・支援者・協力者等招聘費用、会議費、テキスト代、その他物品購入・レンタル料等）は、全て委託費に含めること。

また、本業務は別添資料「生き残りをかけた中小企業成長戦略」に位置づける業務として実施するものであり、以下（1）及び（2）の対象者が本業務の参加により関連事業の活用に繋がるような企画立案を行うこと。

### （1）田村市内起業家・経営者等ネットワーク構築業務

平成28年度から市が実施してきた産業人材育成塾の卒塾生（以下、「卒塾生」という）を含めた市内の起業家や経営者等のネットワーク構築を目的としたワークショップ等を開催する。

このワークショップ等では、起業家や経営者等だけではなく、商工会・青年会議所会員の事業者のほか、高校生等の学生も参加対象とする。

ワークショップで発掘された事業アイデアや起業を支援することで、同プログラムにおける事業構想の質と実現性を高め、後述する(2)の支援候補者の育成に繋げるものとする。

#### ① 起業家・経営者等ネットワーク構築のための企画立案・実施準備

##### イ) 実施体制の構築

委託者のほか、卒塾生、自治体、商工団体、学校等（以下、「地元関係機関」という）のニーズを踏まえ、業務目的に沿ったネットワーク構築事業の実施体制を構築する。

##### ロ) 事業全体の企画・調整

委託者や地元関係機関、支援企業・協力者派遣企業等の意見を集約し、効果的かつ効率的に事業全体を企画・調整する。その際、必要に応じて企画会議等を企画・開催する。また、事業の中で行うワークショップ等の企画及び調整を行う。

##### ハ) 協力者の選考及び協力依頼

事業の中で行うワークショップ協力者等の選考と協力依頼については受託者が行う。また、参加対象者の募集依頼についても、委託者及び地元関係機関と協議のうえ、受託者が調整する。

#### ② 起業家・経営者等ネットワーク構築の詳細企画・運営

##### イ) ネットワーク構築のためのワークショップ等の企画

a) 卒塾生を含めた市内の起業家や経営者、学生等のネットワーク構築を目的としたワークショップ等を企画する。

b) ワorkshop等の開催回数の目安としては4回程度とするが、提案内容によって委託者と協議のうえ決定する。

c) ワorkshop等の参加対象者については、後述する(2)田村市事業構想チャレンジプログラムの支援候補者に繋げるものとする。

d) 市内の学生等については、市内事業者の考え方や事業内容を知る良い機会となり、また市内事業者も新たな出会いや気付きの機会となるため、学生等と交流を図れる

プログラムについても1回以上企画する。

ロ) ネットワーク構築ワークショップ等参加者の募集

委託者や地元関係機関と協力して、参加対象者に対し募集を行う。なお、各ワークショップ等参加者人数は1回あたり30名程度を想定しているが、提案内容によって委託者と協議して決定する。

ハ) ネットワーク構築ワークショップ等の運営

上記企画について、協力者等とともにワークショップ等を運営する。なお、運営にあたっては地元関係機関の協力を得ることは妨げない。

(2) 田村市事業構想チャレンジプログラム実施業務

本業務は、市内での起業・事業拡大の促進を目的として、市内外の企業・支援機関やベンチャーキャピタル等向けに、市内事業者・創業希望者等の支援対象者が「地域課題の解決に資する」事業計画をプレゼンする「事業実現に向けて支援者連携企業を募るイノベーションピッチイベント」を実施し、起業促進や事業拡大など新事業を創出する。

① 事業構想チャレンジプログラムの企画提案・実施準備

イ) 実施体制の構築

委託者及び地元関係機関のニーズを踏まえ、業務の目的である起業及び事業拡大の促進に沿った事業構想チャレンジプログラムの実施体制を構築する。

ロ) 事業構想チャレンジプログラム全体の企画・調整

委託者や地元関係機関等、支援企業・協力者派遣企業等の意見を集約し、効果的かつ効率的な事業構想チャレンジプログラム全体を企画・調整する。その際、プログラム終了後に支援対象者の継続的な事業成長も考慮した内容とするとともに、必要に応じて企画会議等を企画・開催する。

ハ) 本プログラム実施のための協力者（企業・支援機関・金融機関・ベンチャーキャピタル・アドバイザー）等の選考及び協力依頼については、地元関係機関との連携を図りながら受託者が行う。

二) 支援対象者の募集及び選考

支援対象者の募集及び選考については、委託者及び地元関係機関と連携を図りながら受託者が行う。

支援対象者の数は、市内で事業展開を図りたい事業者3者程度とする。なお、支援対象者の募集状況及び支援に必要な業務量等を勘案し、委託者と協議のうえ支援対象者数を拡大することは差し支えない。

支援対象者は公募とし、受託者等の審査を経て決定する。

② 学びプログラムの企画・運営

(1)のプログラムと連携し、支援対象者が事業計画をブラッシュアップするために必要な学びや気付きを得る機会となるプログラムを企画・運営する。

### ③ 事業計画のブラッシュアッププログラムの企画・運営

支援事業者に対し、イノベーションピッチイベント実施に向けた個別支援（事業計画プレゼンテーション内容のブラッシュアップを中心に1支援事業者あたり10～20時間程度を想定）を実施する。

ブラッシュアップでは、イノベーションピッチイベントにおいて支援者の支援や提案を得られるように、合理的かつ実現可能性のある計画とするためのコンサルティングを中心に行う。また、プレゼンテーションに関しても、事業計画を的確に伝えられるよう作成の指導等を行う。

### ④ イノベーションピッチイベントの企画・運営

支援事業者が、市内外の協力企業や支援機関、金融機関、ベンチャーキャピタル等の協力者・支援者の前で事業計画のプレゼンテーションを行うイノベーションピッチイベントを企画・運営する。なお、このイノベーションピッチイベントは、いわゆるコンテストで優劣を競うのではなく、支援事業者の事業実現及び推進を図るための支援や提案を受けることを目的とする。また、本業務の参加事業者は、「生き残りをかけた中小企業成長戦略」関連事業の活用に関し、優先的に採択を行う等のインセンティブを付与することを想定している。

#### イ) 参加協力者等の選考・協力依頼

上記の目的を踏まえ、支援事業者に適した協力者・支援者を選考し協力を依頼する。

#### ロ) 参加者の募集

イノベーションピッチイベントの参加者の募集は、委託者及び地元関係機関と連携を図りながら実施する。

### (3) 成果とりまとめ

全プログラムの終了後に、本業務の成果、ワークショップやイノベーションピッチイベントの参加者数等の概要や次年度に向けた事業の改善点等を取りまとめた報告書を提出する。

## 6. 成果物

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 実施報告書 | 電子データ（PDF 形式）及び印刷物2部を納品 |
| (2) その他   | 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料 |

## 7. 納品場所

田村市産業部商工課  
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

## 8. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。また、打合せ協議の結果については記録を残し、市担当者の確認を受けること。なお、打合せ協議に要する移動等

の経費については、全て受託者の負担とする。

- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。  
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## 9. 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

## 10. その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。